

ユニット型特別養護老人ホーム古川親水苑 料金表 (2019年10月変更)

第2段階 対象者：合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方 (円)

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	638	696	390	820	1,906	57,180
要介護2	705	769	390	820	1,979	59,370
要介護3	778	848	390	820	2,058	61,740
要介護4	846	923	390	820	2,133	63,990
要介護5	913	996	390	820	2,206	66,180

第3段階 対象者：合計の所得金額と年金収入の合計が80万円以上266万円以下の方 (円)

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	638	696	650	1,310	2,656	79,680
要介護2	705	769	650	1,310	2,729	81,870
要介護3	778	848	650	1,310	2,808	84,240
要介護4	846	923	650	1,310	2,883	86,490
要介護5	913	996	650	1,310	2,956	88,680

第4段階 <1割負担> 対象者：上記以外の方 (円)

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	638	696	2,100	2,200	4,996	149,880
要介護2	705	769	2,100	2,200	5,069	152,070
要介護3	778	848	2,100	2,200	5,148	154,440
要介護4	846	923	2,100	2,200	5,223	156,690
要介護5	913	996	2,100	2,200	5,296	158,880

第4段階 <2割負担> 対象者：上記以外の方 (円)

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	638	1,391	2,100	2,200	5,691	170,730
要介護2	705	1,537	2,100	2,200	5,837	175,110
要介護3	778	1,696	2,100	2,200	5,996	179,880
要介護4	846	1,845	2,100	2,200	6,145	184,350
要介護5	913	1,991	2,100	2,200	6,291	188,730

第4段階 <3割負担> 対象者：上記以外の方 (円)

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	638	2,087	2,100	2,200	6,387	191,610
要介護2	705	2,306	2,100	2,200	6,606	198,180
要介護3	778	2,544	2,100	2,200	6,844	205,320
要介護4	846	2,767	2,100	2,200	7,067	212,010
要介護5	913	2,986	2,100	2,200	7,286	218,580

※【食費内訳】朝食：660円 / 昼食：770円 / 夕食：670円

主な加算料金等

加算項目	1日の単位	1日の自己負担額			算定要件
		(1割)	(2割)	(3割)	
●△日常生活継続支援加算Ⅱ	46	51	101	151	前6月間又は前12月間の新規入所者の総数のうち要介護4又は5の占める割合が100分の70以上の場合
●△看護体制加算(Ⅰ)口	4	5	9	13	常勤の看護師を1名以上配置している場合
△看護体制加算(Ⅱ)口	8	9	18	27	看護職員の数基準を満たしており、看護職員または病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している場合
●△夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18	20	40	59	夜勤を行う職員が最低基準を上回っている場合
△夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	21	23	46	69	夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引等ができる介護職員
☆個別機能訓練加算	12	13	26	39	個別機能訓練計画の作成がされ、実施している場合
☆若年性認知症入所者受入加算	120	131	262	393	若年性の認知症入居者に対してサービスを行った場合
△常勤医師配置加算	25	28	55	82	常勤医師を配置した場合
☆初期加算	30	33	66		入居から30日間及び30日超えの入院後に再入居した場合の30日間
●△栄養マネジメント加算	14	16	31	46	栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行っている場合
☆低栄養リスク改善加算(1回/月)	300	327	654	981	多職種が共同して栄養ケア計画を作成し、栄養・食事調整を行った場合
☆再入所時栄養連携加算(再入所時1回)	400	436	872	1308	経管栄養の新規導入など、栄養管理が大きく異なる再入所の場合
☆経口移行加算	28	31	61	92	経口移行計画を作成し、経口摂取を進めるための栄養管理を行なった場合に180日の期間に限り算定
☆経口維持加算(Ⅰ)	400	436	872	1308	摂食機能障害を有する入居者に対し経口維持計画を作成し、特別な管理を行なった場合に計画から6月以内の期間、1月につき算定
☆経口維持加算(Ⅱ)	100	109	218	327	(Ⅰ)を算定する入居者について、観察・会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、1月につき算定
●△口腔衛生管理体制加算(1回/月)	30	33	66	99	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に月1回以上指導を行っている場合(〃)
☆療養食加算(1食につき1回)	6	7	13	20	医師の処方箋に基づき、療養食が提供された場合
☆看取り介護加算(Ⅰ)	144	157	314	471	(死亡日以前4日以上30日以下)
	680	742	1483	2224	(死亡日前日及び前々日)
	1280	1396	2791	4186	(死亡日)
☆看取り介護加算(Ⅱ)	144	157	314	471	(死亡日以前4日以上30日以下)
	780	851	1,701	2,551	(死亡日前日及び前々日)
	1,580	1,723	3,445	5,167	(死亡日)
☆排せつ支援加算(1回/月)	100	109	218	327	他職種が共同して支援計画を作成し、排泄を支援した場合
●△褥瘡マネジメント加算(3月に1回)	10	11	22	33	褥瘡ケア計画を作成し、入居者ごとの褥瘡管理を実施した場合
☆認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	218	436	654	認知症行動が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合、緊急に入所した日から7日を限度として算定
△サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	20	40	59	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合
●△介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	—	総単位数に2.7%を乗じた単位数
●△介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	—	総単位数に8.3%を乗じた単位数

注1) ●印・・・すべての入居者に対し算定するものです

注2) ☆印・・・入居者の状況により算定が異なります

注3) △印・・・人員配置・その他の基準を満たしている場合に算定します